

○年○月○日

鳥取県労働委員会会長○○○○様

被申立人 鳥取産業株式会社代表取締役 乙山次郎

## 答 弁 書

鳥取県労委 ○年(不)第○号 鳥取産業 不当労働行為救済申立事件について、次のとおり答弁します。

### 1 答弁の趣旨

本件申立てを棄却するとの命令を求める。

### 2 不当労働行為を構成する具体的事実に対する答弁

#### (1) について

申立人組合が当社従業員で結成されていることは認めるが、結成年月日組合員数については不知

#### (2) について

認める。

#### (3) について

○年○月○日、従業員であった甲野太郎を解雇したことは、認めるがその余は否認する

#### (4) について

同年同月○日組合が団体交渉を申入れたことは認めるが、その余は否認する。

#### (5) について

否認する。

### 3 会社の主張

(1) 被申立人鳥取産業株式会社(以下「会社」という。)が、甲野太郎を解雇したのは同人の勤務成績不良を理由とするものであり、会社就業規則○条に基づき行ったもので申立人が主張するように同人の組合活動を理由とするものではない。

(2) 会社は、申立人組合と ○年○月○日から同年同月○日までに、○回の団体交渉を行い、会社の経営状況及び賃上げの可能な額を説明し、会社が可能な範囲の譲歩案を示しているので団体交渉拒否といわれるいわれはない。

### 4 求釈明

会社が組合員のだれに、いつ、どのような手紙を出したか明かにされたい。